佐賀県告示第 401 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成 27 年 9 月 1 日

	佐賀県知事	ЩГ	〕 祥 義
所在地	土砂災害警戒区域及び土砂災害特 別警戒区域の名称	因となる	土砂災害警戒区域 とび土砂災害等域の ででは でで で で で で で で で で で で で で で で で で
武雄市	桜山 5 (206 -073)	急傾斜地	次の図のとおり
武雄町	桜山1(206 -074)	の崩壊	
大字武	本町(206 -075)		
玄 隹	新町(206 -214)		
武雄市	永松 1 - 1 (206 -062_1)		
武雄町	永松 1 - 2 (206 -062_2)		
大字富	永松 1 - 3 (206 -062_3)		
岡	永松 2 (206 -063)		
	西浦 2 (206 -064)		
	西浦1(206 -065)		
	桜町(206 -066)		
	桜山 2 (206 -071)		
	桜山(206 -072)		

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部河川砂防課及び杵藤土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

鍋倉(206 -215)